

深谷市立保育園民営化計画

令和元年 10 月

深 谷 市

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	保育の現状と課題	2
	（1）児童の受け入れ枠の拡大	
	（2）保育サービスの多様化	
	（3）保育の質の確保・向上	
	（4）財政負担の増加	
4	保育園の利用者意識の状況	7
	（1）利用者の満足度	
	（2）保育園の選択	
	（3）保育サービスの意向	
5	前回の民営化の検証	10
	（1）民営化した保育園の保護者を対象としたアンケートの結果	
	（2）移管先法人へのヒアリングの結果	
	（3）民営化した保育園における保育状況	
6	今後の保育園保育のあり方	11
	（1）民営化の有効性	
7	民営化の推進	12
	（1）民営化の目的	
	（2）民営化の対象園	
	（3）民営化の実施（計画）	
	（4）民営化の方法等	
	（5）移管先の選定	
	（6）民営化に向けた調整	
	（7）民営化後の対応	
8	計画の推進に向けて	14
	（1）情報の公開	
	（2）関係機関との連携	
	（3）市内保育園における取り組み	

1 計画策定の趣旨

近年、女性就業率の上昇や共働き世帯の増加、さらには地域社会の交流の希薄化などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況のもと、深谷市では、子どもの最善の利益を擁護するため、「子どもの笑顔と元気があふれるまち ふかや」を基本理念とした「深谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援への総合的な取り組みを推進しています。

特に、保育園保育の推進においては、児童の受け入れの拡大や、乳幼児保育、延長保育、一時保育などの保育サービスの充実を図りながら、多様化する保育ニーズへの対応に努めてきました。また、公立（市立）保育園においては、平成 25 年度、平成 26 年度に実施した民営化により、保育園運営に係る経費の効率化を図りながら、保育体制の再構築と保育サービスの充実に努めてきました。

しかしながら、今後、限られた財源の中で保育の質を確保しながら、多様化する保育ニーズに対応することは、現状の運営体制下では、困難な状況となっており、第 2 次深谷市総合計画に位置付けられた「民間活力の活用」の観点からも、再度、民営化を含めた公立保育園の運営の見直しを行うことが必要となっています。

このような状況を踏まえ、市では、学識経験者や関係団体、市民などによる「深谷市立保育園民営化検討委員会（以下、検討委員会という。）」を設置し、今後の公立保育園のあり方や民営化の有効性などの検討を行ったところであり、この検討の結果、公立保育園を民営化することにより多くの課題を解決することができるとの結論に達しました。

そのため、今後は、公立保育園の民営化を計画的に推進することとし、公立保育園と私立保育園（認定こども園含む）の相互連携のもと、市内保育の質とサービスのさらなる向上に取り組むための指針として、この計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

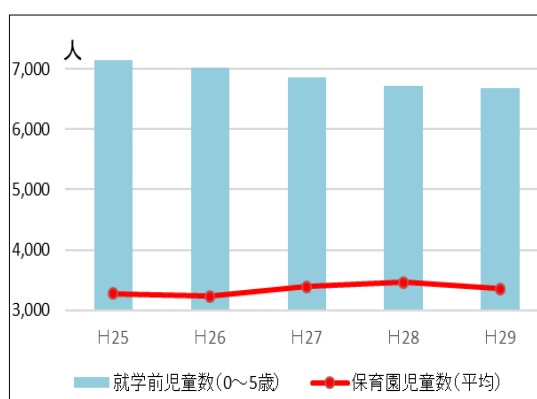
この計画は、検討委員会の答申「検討結果報告書（令和元年 7 月）」を踏まえ策定するものであり、今後の公立保育園の民営化に関する基本指針及び実施計画となるものです。

3 保育の現状と課題

(1) 児童の受け入れ枠の拡大

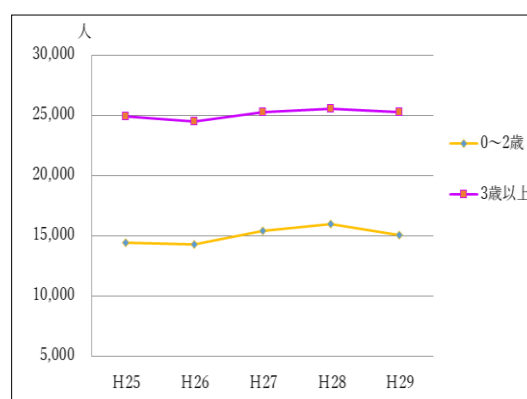
本市においては、平成 25 年度以降、就学前児童数が減少傾向にある一方で、保育園児童数（平均入園児童数）は増加しています（図 1）。特に、低年齢児の保育ニーズは増加傾向にあり（図 2）、女性の就業率の上昇などにあわせて、今後も保育ニーズは拡大すると考えられ、これに伴う施設整備や人材確保の必要性は高まっています。

図 1 ー就学前児童数と保育園児童数の推移



(保育課調べ)

図 2 ー保育園児童数の推移



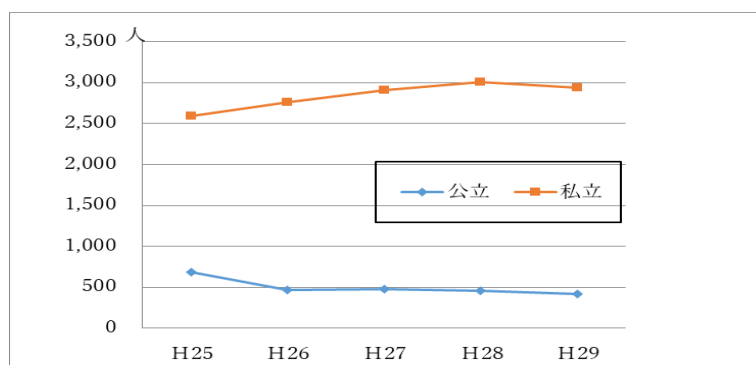
(保育課調べ)

<入園児童数と入園率>

保育園児童数は、過去 5 年間で 78 人（平均入園児童数）増加しています。その内訳は、平成 25 年度、平成 26 年度の公立保育園民営化の影響もあり、公立保育園が 269 人、約 39.0%減少しているのに対し、私立保育園では 347 人、約 13.4%増加しています（図 3）。

また、平成 30 年 4 月 1 日現在の施設定員に対する児童の受け入れ状況を示す入園率では、私立保育園が平均 100.5%であるのに対し、公立保育園の平均は 100%に満たない状況となっています。

図 3 ー入園児童数の推移



(保育課調べ)

(2) 保育サービスの多様化

各保育園では開園時間の延長や乳児保育サービスの実施に取り組んでいます。

(表1)。就労形態の変化や共働き世帯の増加に伴い、今後、保護者の望む保育サービスはさらに多様化すると考えられ、保育園には保育ニーズを把握し、的確に対応することが求められています。

表1ー保育サービス一覧表

平成30年4月1日現在

No.	公・私	保育園名	受け入れ 年齢	開園時間	保育時間		延長時間		一時預かり	支援センター
					保育標準時間(11時間)	保育短時間(8時間)	開始前	終了後		
1	公立	明戸保育園	2か月	11時間	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00から	19:00まで	○1歳～	○
2		みらい幼児園おかべ	〃	11時間	〃	〃	〃	〃	○1歳～	○
3		川本保育園	〃	11時間	〃	〃	〃	〃	○1歳～	○
4		川本南保育園	〃	11時間	〃	〃	〃	〃	×	×
		小計（実施数）	4	4	4	4	4	3	3	
5	私立	深谷保育園	2か月	11時間	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00から	19:30まで	○2か月～	○
6		樫の実保育園	4か月	11時間	7:00～18:00	8:30～16:30	－	19:00まで	×	×
7		稲荷町保育園	6か月	11時間	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00から	19:00まで	×	×
8		東光保育園	6か月	11時間	7:00～18:00	8:00～16:00	－	19:00まで	×	×
9		さくら保育園	2か月	11時間	7:00～18:00	8:00～16:00	－	19:00まで	×	×
10		すみれ保育園	2か月	11時間	7:00～18:00	8:00～16:00	－	19:00まで	×	○
11		さくらんぼ保育園	2か月	11時間	7:00～18:00	8:00～16:00	－	19:00まで	×	×
12		あけぼの保育園	2か月	11時間	7:00～18:00	8:30～16:30	－	19:00まで	○1歳～	○
13		光保育園	6か月	11時間	7:00～18:00	8:30～16:30	－	19:00まで	×	×
14		第二さくら保育園	2か月	11時間	7:00～18:00	8:00～16:00	－	19:00まで	×	×
15		深谷西保育園	2か月	11時間	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00から	19:30まで	○2か月～	○
16		つばき保育園	4か月	11時間	7:00～18:00	8:00～16:00	－	19:00まで	×	×
17		仙元山保育園	6か月	11時間	7:00～18:00	8:00～16:00	－	19:00まで	×	×
18		桃園保育園	3か月	11時間	7:00～18:00	8:30～16:30	－	19:00まで	×	×
19		東つばき保育園	4か月	11時間	7:00～18:00	8:00～16:00	－	19:00まで	×	×
20		桃園第二保育園 （2歳未満受入）	3か月～ 2歳未満	11時間	7:00～18:00	8:30～16:30	－	19:00まで	×	×
		桃園第2ナーサリースクール ※分園のため（2歳以上受入）	2歳	11時間	7:00～18:00	8:30～16:30	－	19:00まで	×	○
21		栃の木保育園	2か月	11時間	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00から	19:00まで	○1歳～	×
22		のぞみ保育園	7か月	11時間	7:00～18:00	8:00～16:00	－	19:00まで	×	×
23		エンゼル保育園	3か月	11時間	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00から	19:00まで	○3か月～	○
24		あゆみ幼児園	6か月	11時間	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00から	－	×	×
25		ふきのとう保育園	2か月	11時間	8:00～19:00	8:00～16:00	7:00から	－	○3か月～	○
26		花園保育園	2か月	11時間	7:20～18:20	8:30～16:30	－	19:00まで	○2か月～	×
27		第2のぞみ保育園 キッズガーデン	7か月	11時間	7:00～18:00	8:00～16:00	－	19:00まで	×	×
28		あおぞら保育園	2か月	11時間	7:00～18:00	8:30～16:30	－	19:00まで	×	×
29		桜ヶ丘保育園	2か月	11時間	7:00～18:00	8:30～16:30	－	19:00まで	○1歳～	○
30		つばさ保育園	2か月	11時間	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00から	19:30まで	○2か月～	×
31		深谷藤沢保育園	2か月	11時間	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00から	19:30まで	○1歳～	○
32		豊里保育園	2か月	11時間	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00から	19:00まで	×	×
33		川本のこキッズ保育園	6か月	11時間	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00から	19:00まで	○6か月～	○
34		深谷上柴保育園	2か月	11時間	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00から	19:30まで	○2か月～	○
35		花園エンゼル保育園	3か月	11時間	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00から	19:00まで	○3か月～	○
36		光第二保育園	6か月	11時間	7:00～18:00	8:30～16:30	－	19:00まで	×	×
		小計（実施数）	32	32	32	32	32	13	12	
		合計（実施数）	36	36	36	36	36	16	15	

No.	公・私	認定こども園	受け入れ 年齢	開園時間	保育時間		延長時間		一時預かり	支援センター
					保育標準時間(11時間)	保育短時間(8時間)	開始前	終了後		
1	私立	花園第二こども園	(1号) 3歳	11時間	9:00～13:00		8:30から	16:30まで	○2か月～	○
			(2・3号) 2か月		7:20～18:20	8:30～16:30	－	18:30まで		

(保育課調べ)

＜保育サービスの実施＞

保育サービスの実施状況では、11 時間保育、乳児保育及び延長保育が全ての保育園で実施されています。休日保育は、現在は実施している園はありません。

公立 4 園 私立 32 園 認定こども園 1 園			平成 30 年 4 月 1 日現在			
	開園 11 時間	乳児	延長	一時	支援センター	休日
公立	100%	100%	100%	75%	75%	0%
実施	4/4 園	4/4 園	4/4 園	3/4 園	3/4 園	0/4 園
私立	100%	100%	100%	40%	37%	0%
実施	32/32 園	32/32 園	32/32 園	13/32 園	12/32 園	0/32 園
認定こども園	100%	100%	100%	100%	100%	0%
実施	1/1 園	1/1 園	1/1 園	1/1 園	1/1 園	0/1 園

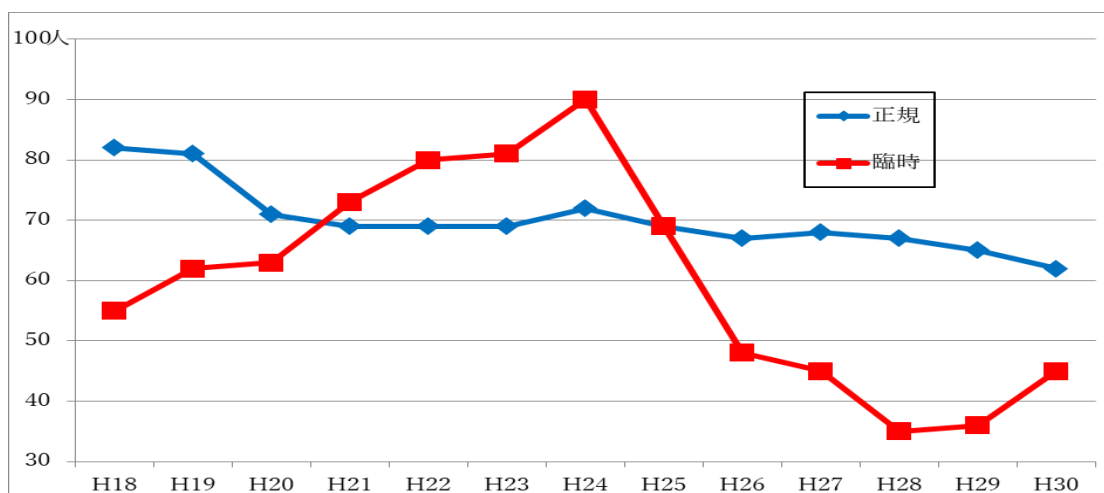
（３）保育の質の確保・向上

公立保育園の正規職員（保育士）については、平成 24 年度以前は過半数を下回る状況が続いていました。前回の民営化により正規職員が集約され、一時は約 70% まで上昇しましたが、現在はまた減少傾向にあります。（図 4）。

また、臨時職員については短期の雇用形態であるため、労働力としての流動性が高く、全国的に保育士が不足している現状にあって、安定的な人材の確保が大きな課題となっています。

多様化する保育ニーズへの柔軟な対応が求められる中で、保育の質の確保・向上を図るためには、その運営基盤である職員体制の安定化と職員の資質向上が不可欠となっています。

図 4－公立保育園の職員数の推移



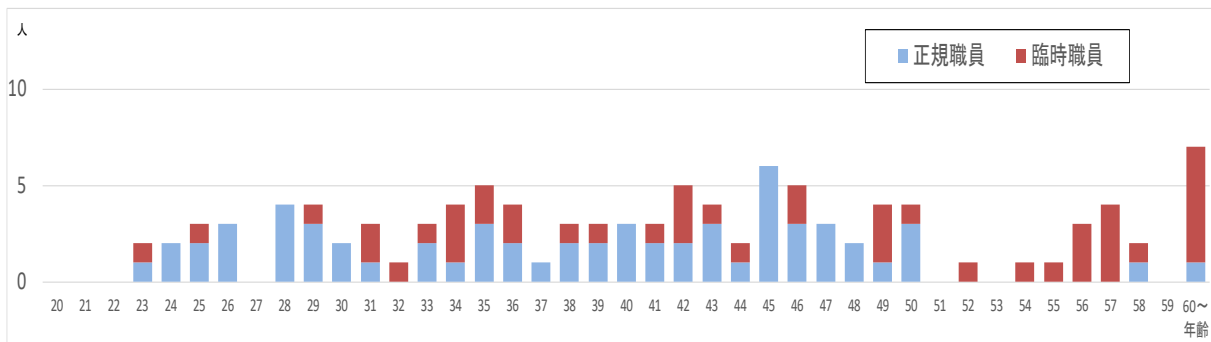
（保育課調べ）

<職員体制について>

保育園の職員体制は、私立保育園では 72.5%が正規職員であるのに対し、公立保育園では 57.9%という状況であり、運営体制に公私の差が表れています。

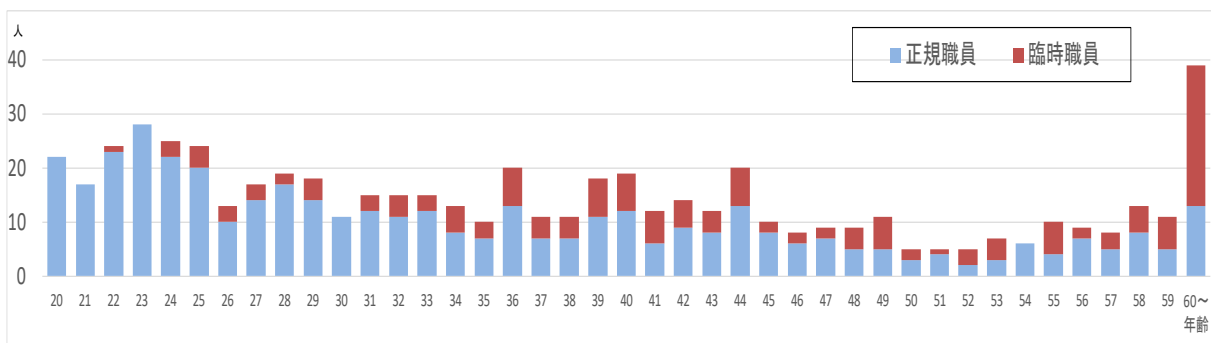
正規職員の平均年齢については、私立保育園が 34.98 歳、公立保育園が 38.61 歳であり、年齢構成の面では、私立保育園には比較的若い職員が多く、公立保育園には 50 歳代の職員が極端に少ないなどのバラツキが見られます（図 5、6）。

図 5－公立保育園の職員数と年齢構成（平成 30 年 4 月 1 日現在）



（保育課調べ）

図 6－私立保育園の職員数と年齢構成（平成 30 年 4 月 1 日現在）



（保育課調べ）

（４）財政負担の増加

平成 29 年度における児童福祉費は約 90 億円であり、歳出総額の約 19%を占めています。決算額では、平成 25 年度から、歳出総額は増減が見られますが、民生費については一貫して増加しています（図 7）。児童福祉費及び保育園運営に係る経費（保育園費）についても増加傾向が続いています（図 8）。

また、公立保育園の施設面については、今後老朽化が進むにつれ、維持管理費が増加し、さらなる財政負担が見込まれます（図 9）。

市の財政は今後もますます厳しい状況が予想され、保育行政の推進においても限られた財源のもと、効率的かつ効果的なサービスの実施と運営体制の再構築が求められています。

図 7－歳出総額と民生費の推移

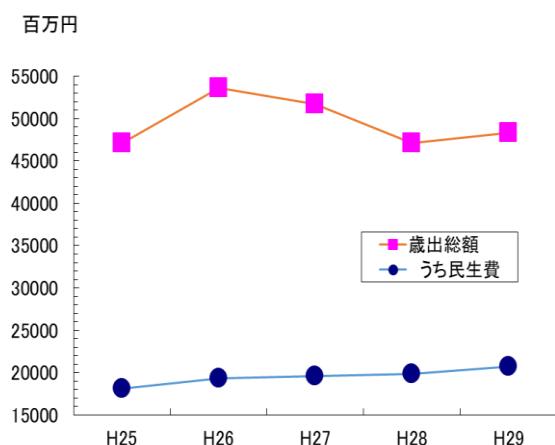
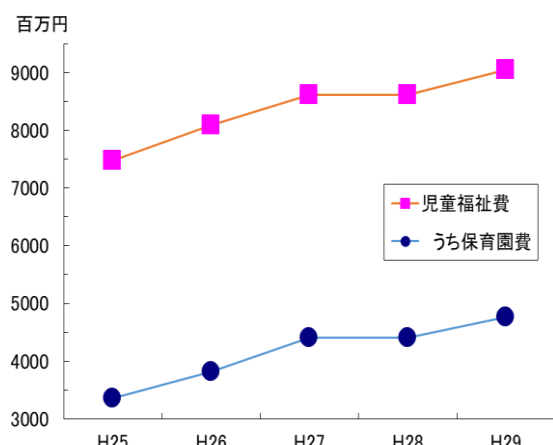


図 8－児童福祉費と保育園費の推移



(平成 29 年度決算)

図 9－公立保育園の施設概要等

【施設概要】

保育園名	地区名	建築年度	築年数	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	備 考
1 明戸保育園	明戸	H21	9	3,481	1,106	
2 みらい幼児園おかべ	岡部	H16	14	8,973	1,652	幼稚園との複合施設
3 川本保育園	川本	H23	7	3,595	1,130	
4 川本南保育園	川本	H4	26	2,519	669	

<保育園の運営経費>

保育園の運営経費については、保護者が負担する保育料、国・県の補助負担金のほか、市の財源（市費負担額）で賄われています。平成 29 年度における市費負担額は、児童 1 人あたりに換算すると、公立保育園では年間約 132 万円であるのに対し、私立保育園では年間約 44 万円と、公立は私立の 3 倍となっています。

その要因は、公立保育園の運営費に関する国・県の補助負担金一般財源化され、地方交付税で保障される仕組みになったとはいえ、公立保育園の運営に係る直接的な歳入が見込めなくなったことが大きく影響しています。このことは、実質的には補助負担金の削減による市の歳入が減少となったことであり、今後もこれら財源の確保が大きな課題となっています。

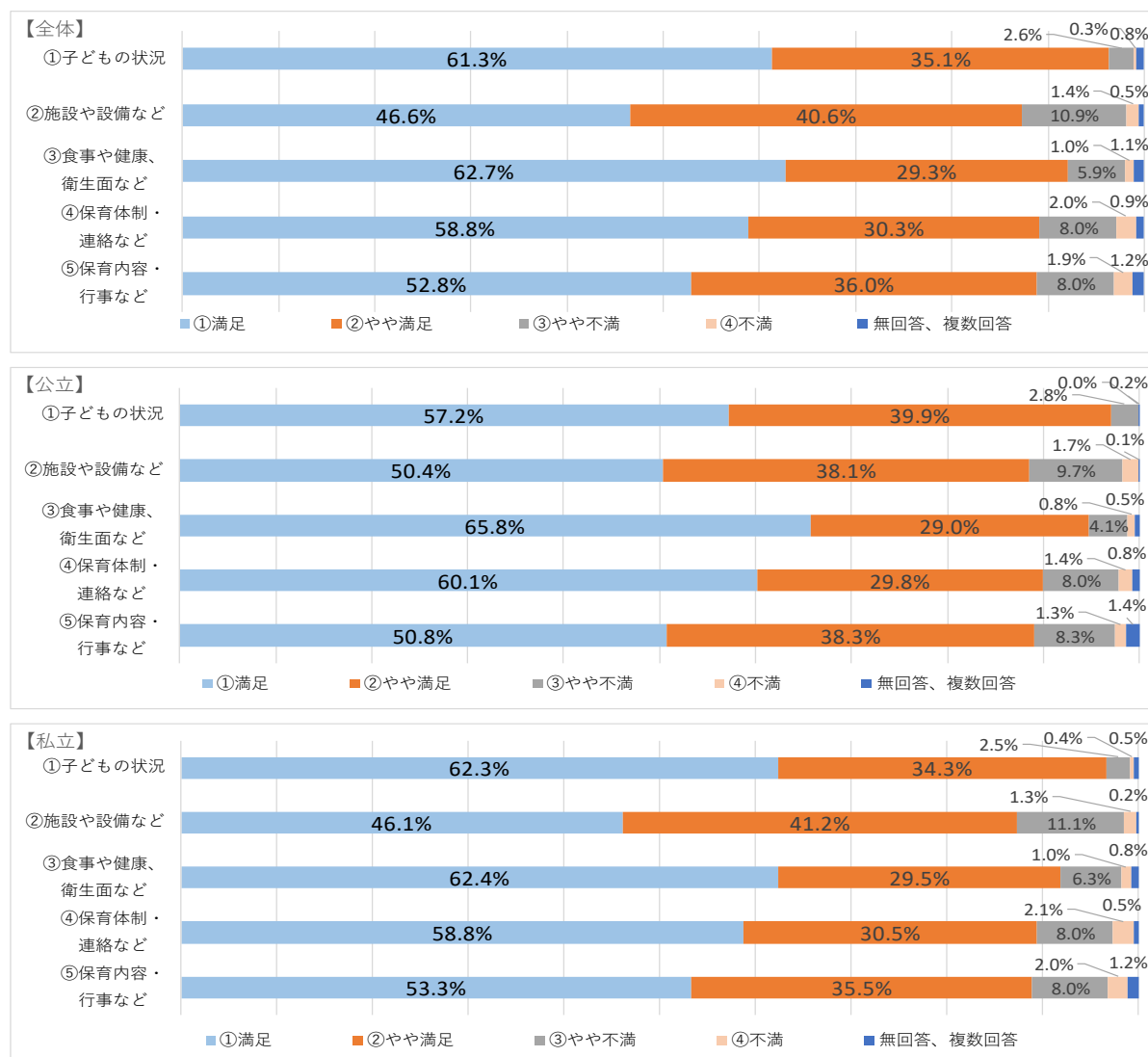
4 保育園の利用者意識の状況

平成 30 年度に保育園における保育に関し、利用者の満足度の状況や保育ニーズなどを把握するため、保育園利用者アンケートを実施しました。実施に当たっては、保育園を利用する保護者全員（2,704 世帯）を対象とし、集計は公立保育園・私立保育園の別を基本に地域別、施設規模別等に取りまとめました（回答率 72.5%）。主な項目の概要は次のとおりです。

（１）利用者の満足度

保育園運営全般における利用者の満足度は、公立保育園、私立保育園とも高い評価を得ています。なお、平成 20 年度に実施した同様のアンケートでは、すべての項目で私立保育園の方が公立保育園より満足度が高いという結果でしたが、今回のアンケートでは、公立保育園の満足度が上昇し、項目ごとに比較しても私立保育園と公立保育園で大きな差はなくなりました（図 10）。

図 10ー保育園保育の満足度の状況（保育園利用者アンケート結果）

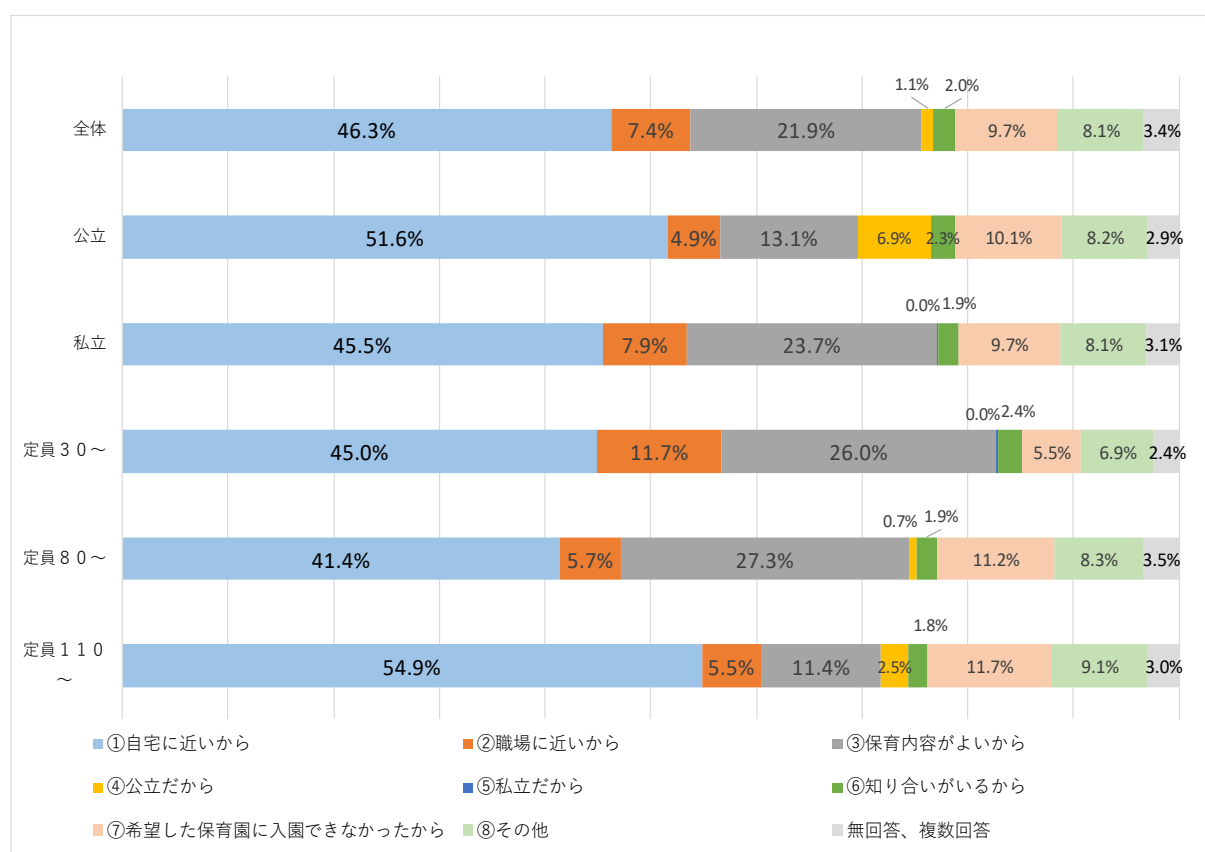


(2) 保育園の選択

保育園を選択した理由について、全体としては自宅に近いことが最も多く、約半数を占めています。次いで、保育内容が良いことが挙げられ、保育園の特徴でもある保育方針や保育内容の重要性を考慮する保護者が約2割を占めています。

公立保育園と私立保育園で比較した場合、公立保育園の利用者は、自宅に近いこととして立地状況を重要視する傾向が見られます。一方、私立保育園の利用者は、保育方針や保育内容などの保育の質的な部分が重要視されており、保育園の選択における利用者意識の差が表れています（図11）。

図11－現在の保育園を選択した理由



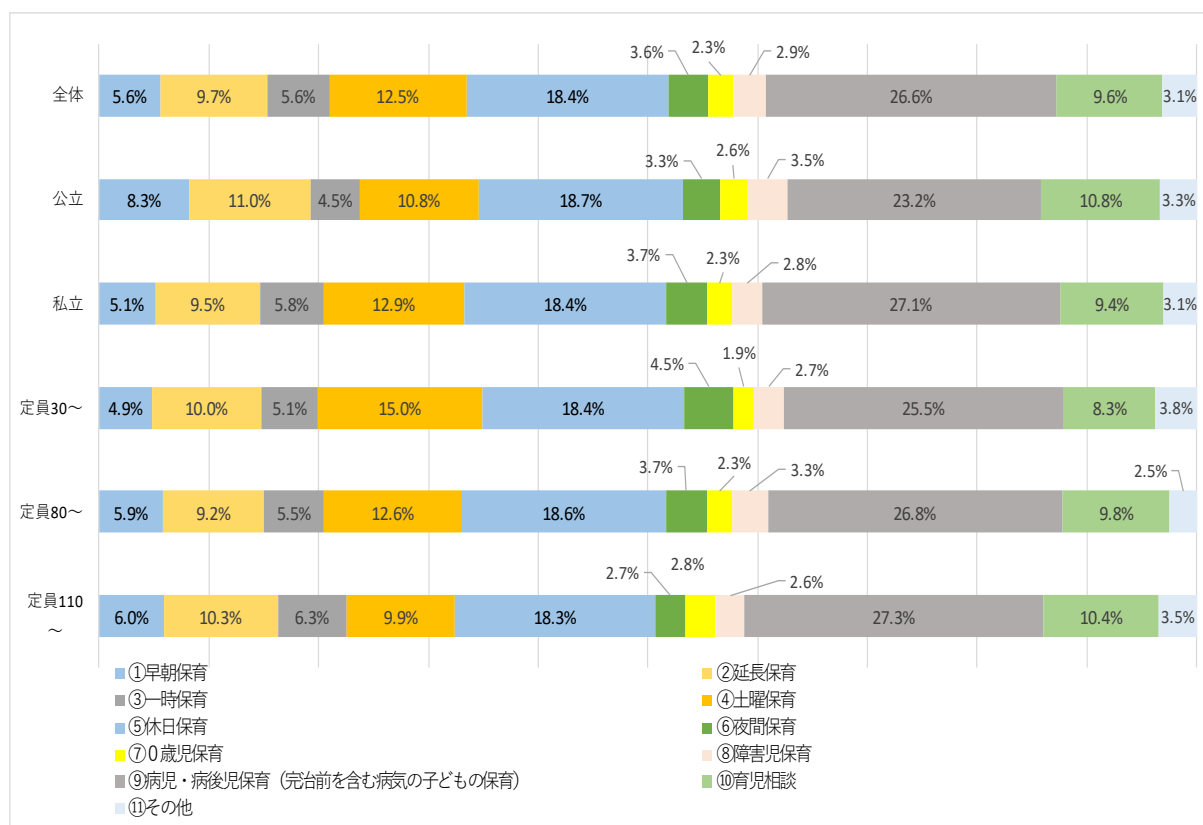
(保育園利用者アンケート報告書)

（３）保育サービスの意向

保育サービスに関する意向について、最も希望が多かったのが病児・病後児保育であり、全体の４人に１人が実施を望んでいます。その他、土曜保育や休日保育などの希望も多くなっています。

公立保育園と私立保育園で比較した場合は、病児・病後児保育などの新たな保育サービス実施への意向は、公立保育園よりも私立保育園にやや強い傾向が見られる一方で、公立保育園の利用者については、延長保育や育児相談など、現在も実施しているサービス充実への意向が比較的多くなっています（図 12）。

図 12ー今後の保育サービスに関する意向



（保育園利用者アンケート報告書）

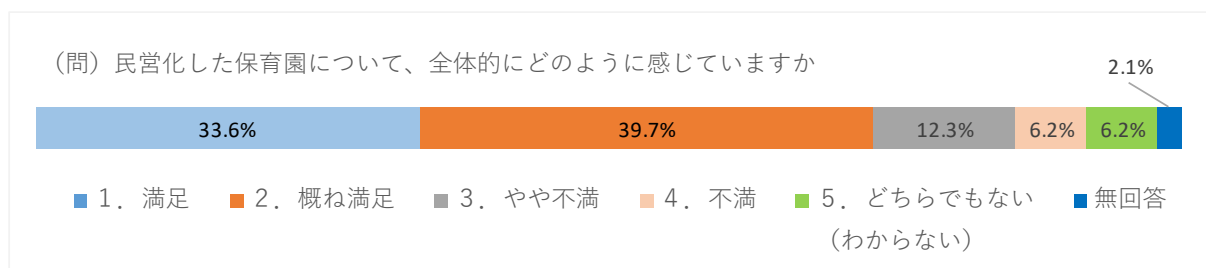
5 前回の民営化の検証

(1) 民営化した保育園の保護者を対象としたアンケートの結果

平成 26 年度、平成 27 年度に、前回の民営化の事後評価を行うため、民営化した保育園（桜ヶ丘保育園、つばさ保育園、深谷藤沢保育園、豊里保育園）の保護者を対象にアンケートを実施しました。実施に当たっては、民営化以前から在園している保護者（219 名）を対象として行い、民営化した保育園の保育内容等に関する満足度や意見、感想などを回答していただきました（回答率 66.7%）。

その結果、民営化した保育園の運営全般に対する保護者の満足度については、「満足」「おおむね満足」と回答した割合が 73.3%となっており、民営化後の園運営に対し、おおむね高い満足が得られていることがうかがえます（図 13）。

図 13－民営化移行園における利用者アンケート結果



(2) 移管先法人へのヒアリングの結果

平成 31 年度に前回の移管先法人に対しヒアリングを実施しました。法人からは民営化移行に伴う大きなトラブルはなかったとの意見が多く、法人が保育内容等について積極的に情報提供を行い、児童、保護者との信頼関係を構築するために努力した様子がうかがえます。

(3) 民営化した保育園における保育状況

民営化した保育園における児童の受け入れ状況を比較すると、民営化後に 0 歳児及び 1 歳児の受け入れが増加しています。また、延長保育利用者数も、多くの園で民営化前より利用者が増加しており、民営化により保育サービスの向上が図られていることがうかがえます。

6 今後の保育園保育のあり方

(1) 民営化の有効性

現在、深谷市では公立保育園が4園、私立保育園（認定こども園含む）が34園（社会福祉法人運営33園、学校法人運営1園）あり、保育を必要とする就学前児童の保育を実施しています。これら保育園については、その運営形態に公立・私立の違いはありますが、保育に対する市の責任は変わりはありません。

しかし、保育園の運営費については、私立保育園の場合は、国・県の補助金により安定的な運営が確保されているのに対し、公立保育園の場合は、運営に係る直接的な補助はなく、その運営は自治体の財力に左右されるという違いがあります。また、児童一人当たりの市費負担額を比較しても私立保育園よりも公立保育園の方が市費負担額が大きくなります。このように財政的な観点から見ると、運営形態を公営型から民営型に移行する民営化は有効であると言えます。

また、保育の質とサービスの向上の観点で見ると、今回実施した保育園利用者アンケートにおいて、公立保育園の満足度が上昇したことは、前回の民営化により、公立保育園の正規職員比率を増加し運営体制を強化した結果であるといえます。さらに、民営化した保育園の保護者を対象としたアンケートにおいて、多くの保護者が民営化後の保育園に満足しているという結果が得られたことは、移管先法人が多様化する保育ニーズに応じた柔軟な対応を行った結果であると言えます。このように保育の質とサービスの向上の観点から見ても、民営化は有効であると言えます。

最小の経費で最大の保育効果をあげることが行政の責務であり、厳しい財政状況のなかで、保育の質とサービスの向上を図るためには、現在の運営体制を見直す必要があります。そのなかで、前回の民営化で公立保育園では正規職員の集約により、また、民営化した保育園では民間活力の活用により、保育サービスの充実や保護者満足度の向上が図られたことなどを考慮し、再び公立保育園の民営化を進めることとします。

7 民営化の推進

(1) 民営化の目的

公立保育園の民営化は、多様化する保育ニーズに対応するため、保育の質とサービスの向上を図ることを目的とし、その基盤となる運営体制の再構築を行うものです。民営化の推進のもと、民営化された保育園では民間のノウハウを活かした保育サービスの提供により、また民営化されなかった公立保育園においては正規職員を集約し、その運営体制の強化を図ることで、保育の質とサービスの向上への取り組みを進めるものです。

(2) 民営化の対象園

民営化する保育園は次の2園とします。

- 明戸保育園
- 川本保育園

《選定理由》

入園児童数の現状と今後の見込みといった経営的要件と、施設整備に係る修繕等の負担が少ない比較的新しい施設である（ただし、複合施設を除く）といった建物的要件の2つの要件から、民営化後も引き続き安定的な運営と良好な保育環境を確保できる見込みがある保育園として選定しました。

(3) 民営化の実施（計画）

民営化の実施年度は令和5年度4月からとし、以下のとおり進めます。

保育園名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
明戸保育園	移管先法人選定	移行準備	引継期間	民営移行
川本保育園				

(4) 民営化の方法等

① 民営化の方式

保育園の設置主体及び運営主体を民間に移行する移行方式（民設民営）により行います。

また、財産の取り扱いについては、法人の参入促進及び運営面での経済的な負担軽減のため、保育園用地は5年間は無償貸与（無償貸与期間後については、有償貸与または有償譲渡）、建物及び備品などは無償譲渡とします。

② 引継保育の実施

運営を法人に移行する際には、保育士の入れ替わりなど保育環境に大きな変化が生じることから、児童や保護者への影響の配慮や円滑な移行のため、引き継ぎの期間を1年度とし、引き継ぎにおける一定期間は公立保育園の保育士と移管先法人の保育士が合同で保育にあたるものとします。

(5) 移管先の選定

① 選定の考え方

公立保育園の保育水準を満たすことはもとより、公立保育園の良い面を継承し、かつ、保育の質及び保育サービスの向上が図られることを基本とし、移管先の法人の選定を行います。

② 移管先の対象

原則、深谷市内で過去5年間以上の保育実績を有する社会福祉法人または学校法人とします。

③ 選定組織の設置

移管先の選定に当たっては、児童福祉、保育、法人運営などに関する専門知識を有する者のほか、対象保育園の保護者の代表、市保育関係者などにより構成する選定組織を設置し、適正かつ公平な選定を行います。

(6) 民営化に向けた調整

① 三者協議会の設置

民営化への移行を円滑に進めるため、保護者・移管先法人・市の三者による協議会を設置します。

② 利用者意向への配慮

在園中に民営化となる園児については、市内他園への転園等に関してできる限り優先するよう配慮します。また、新たな入園希望者に対しては、民営化スケジュールを示すなどにより十分な状況説明を行います。

(7) 民営化後の対応

① 保護者意向の反映への仕組みづくり

民営化後の法人による保育園運営に当たっては、保護者の意見などを聴取し、出来る限りこれを反映させるような仕組みづくりを義務付けます。

② 法人及び保護者への支援

民営化後も円滑な保育園運営が行われるよう、必要な期間、市が法人及び保護者の相談業務などを行います。

8 計画の推進に向けて

民営化の推進に当たっては、公立・私立保育園にかかわらず、子どもの最善の利益を最優先にしたうえで、保育の質とサービスの向上を図ることが必要です。

このことから、次のことに留意して計画を推進します。

（１）情報の公開

十分な情報の公開に努めるとともに、保護者の意見や要望などを聴取しながら、よりよい信頼関係を構築し円滑な計画の推進に努めます。

（２）関係機関との連携

民営化の推進に当たっては、公立保育園のみならず、市全体の保育水準の維持・向上を図るべく、私立保育園をはじめ関係機関との連携強化を図り、計画の実効性の向上に努めます。

（３）市内保育園における取り組み

民営化の推進と併せて、市全体の保育の質とサービスの向上を図るために、今後、以下のことに取り組んでいきます。

- ① 公立保育園と私立保育園の相互の連携（合同研修など）により市全体の保育のレベルアップに取り組み、保育園利用者の満足度の向上を図ります。また、保育園の職員に対して研修への積極的な参加を促し、多様な保育ニーズに対応できる知識や技術の習得に努めます。
- ② 公立保育園と私立保育園は、市の保育課題を相互に共有し、その課題解決に向けた保育事業を両者で展開します。また、保育ニーズの把握に努め、休日保育などの多様な保育事業の実施について検討を行います。
- ③ 公立保育園と私立保育園は、障害児や被虐待児など特別の配慮を必要とする児童の早期発見・対応に努めます。また、これら児童に対し適切な対応が取れるよう、保健センターや児童相談所など関係行政機関との連携体制の強化を図ります。

